

2012年度  
民事訴訟法講義  
12

関西大学法学部教授  
栗田 隆

1. 訴えの客観的利益

## 訴えの利益（本案判決を求める利益）

---

- 訴えの提起は、国民一般の負担において設営される裁判制度の利用であるから、訴えないし請求は裁判制度の利用として意味のあるものに限定されなければならない。
- こうした観点から要求される訴訟要件が、訴えの利益である。

# 訴えの利益（広義の訴えの利益）の分類

---

- 客観的利益（請求についての正当な利益——狭義の訴えの利益）
  1. 請求適格（権利保護の資格）
  2. 権利保護の利益ないし必要（最狭義の訴えの利益）
- 主観的利益（当事者についての正当な利益＝当事者適格）

# 法律上の争訟＝請求適格

---

- 裁判の対象は、実定法上は「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）の語で表されている。民事訴訟の対象となるのは、対等な市民間の法律上の争訟、又はこれと同様に扱われるべき争訟（国家賠償を求める訴訟など）である。
- 個々の事件を離れて一般的に、裁判所が裁判をなすに適する請求であることを請求適格（権利保護の資格）という。そのような請求であるためには、法律上の争訟を解決する請求でなければならない。

# 請求適格の要件

---

1. 請求が具体的な権利または法律関係に関するものであること
2. 訴訟による救済を必要とする利益が問題となっていること
3. 宪法により保障された重要な利益の尊重あるいは制度枠組みの維持のために、裁判権の行使を自制すべき場合でないこと

# 訴訟による救済を必要とする利益

---

- 定型的に訴訟以外の手続で権利を行使すべきものとされている類型の権利は、その手続によるべきである。
- 一般市民法秩序と直接の関係を有しない団体の内部問題については、団体の自律性が尊重されるべき場合があり、そのような問題は司法審査の対象から除外される。
- 行政上の義務は、行政代執行法や国税徴収法の規定に従い自力執行できるから、義務の履行を求める訴えは、原則として許されない。

## 最判平成11年9月28日

---

- 宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴訟において、原告を住職の地位から罷免した者が包括宗教法人の法主の地位に就いていたかが問題とされた事例。
- この問題は日蓮正宗の教義にいう血脈相承を受けていたかに依存するため、紛争の本質的な争点は法律上の争訟に当たらないとの理由で不適法とされた。

# 権利保護の利益

次のような場合には、権利保護の利益は否定される

---

1. 新たな確定判決の取得が必要ない場合
2. 既に開始されている手続において審理されている請求と同一又は密接に関連していて、重ねて裁判する必要がない場合
3. 他の手続の利用が要請される場合
4. 手続政策上の理由により起訴が禁止されている場合
5. 当事者の合意により、訴訟の利用が許されない場合（不起訴又は訴え取下げの合意がある場合）
6. 訴え提起が権利濫用あるいは信義則違反にあたる場合

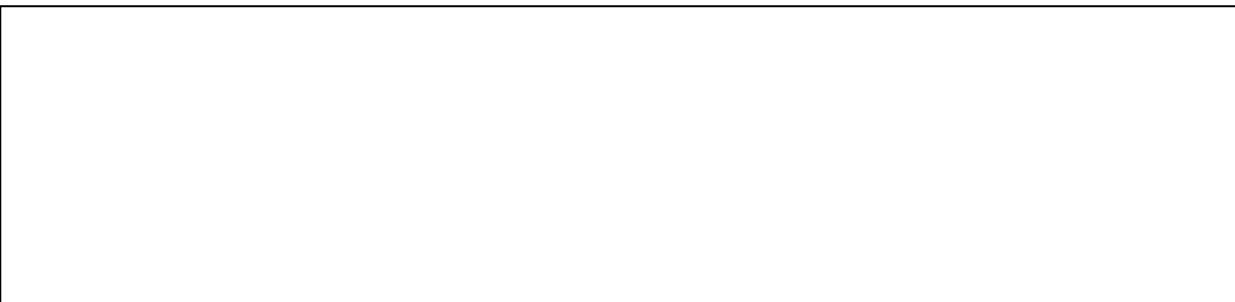
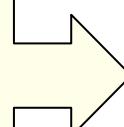
# 新たな確定判決の取得が必要ない場合

---

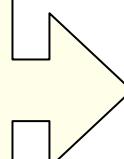
X —————  $\alpha$  債権支払請求 ————— Y

1980年5月に請求認容判決確定。  
同じ債権について

1981年5月  
に給付の訴  
えを提起



1989年5月  
に確認の訴  
えを提起



民法174条の2により

## 二重の訴え



第二の訴えについては、権利保護の利益がない



第二の訴えについては、権利保護の利益がある

## 他の手続の利用が要請される場合

---

- 破産債権は、破産手続で行使すべきである（破産法100条）
- 仲裁合意が存在し、仲裁により紛争を解決することが可能な状態にある場合には、これによるべきである（仲裁法14条）。

# 手続政策上の理由により起訴が禁止されている場合

---

- 判決後に訴えを取り下げた場合の再訴の禁止  
(262条2項)
- 別訴禁止 (平成15年人訴法25条) 例えば、夫婦の一方が提起する婚姻取消請求の棄却判決の確定後に、その訴訟で主張できた離婚原因を主張して離婚の訴えを提起することは許されない (提起しても却下される)。

# 紛争の蒸返しの禁止の法理

最判平成10. 6. 12 (平成9年 (才) 第849号)

---

- 最高裁は、紛争解決の実効性を高めるために、「実質的には敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる」後訴の提起は、信義則に反して許されない、との法理を定立している。

# 確認請求についての正当な利益

---

確認の訴えの利益（確認の利益）は、

1. 原告の権利又は法的地位について不安・危険が現存し、
2. その除去のために一定の法律関係の存否を被告との間で判決により確定することが必要かつ適切であり、かつ、
3. 確認訴訟よりも適切な訴訟形式がない

場合に認められる。

即時確定  
の必要性

確認対象  
の適切性

訴訟形式の  
適切性

# 即時確定の必要性（即時確定の利益）

---

- 確認判決により解消することが必要な原告の権利・法的地位の不安・危険が現存すること。
- 例：
  1. 被告が原告の法的地位を争う場合。
  2. 戸籍簿や登記簿等の記載が原告の主張する法律関係が異なっており、その是正のために確認判決が必要な場合。

# 確認対象の適切性

---

原告の法的地位について生じた危険や不安を除去する方法として**原告・被告間**で原告が提示する**確認対象（確認請求）**について判決することが有効・適切であること（訴えの客観的利益と主観的利益がセツトにされていることに注意）。

- 原則的な確認対象は、現在の法律関係。例外：
  1. 証書の真否（134条）。
  2. 紛争の抜本的解決あるいは法的地位の安定のために必要かつ適切である場合には、過去の法律関係や過去の法律行為の効力の確認請求でもよい。
- 当事者間の法律関係でも、他人間の法律関係でもよい。

# 訴訟形式の適切性

---

- 確認訴訟以上に有効・適切な紛争解決手段がないことが必要である。
- 納付の訴えあるいは形成の訴えの方が適切な場合には、確認の訴えは許されない。

# 遺言無効確認の訴え

---

遺言状作成

⇒遺言の成立。いつでも撤回できる

遺言者の死亡前に提起された遺言無効確認の訴えは、遺言者が心神喪失の常況にあって、遺言者による当該遺言の取消し又は変更の可能性が事実上ないとしても、不適法である。

遺言者死亡

⇒遺言の効力発生。撤回の余地なし

遺言者の死亡後に提起された遺言無効確認の訴えは、遺言から派生する法律関係に関する争いを抜本的に解決するのに適切である限り、適法である。最判平成11年6月11日

## 証書真否確認の訴え（134条）

---

- 証書の成立の真否が確定されると法律関係も確定され、紛争が解決されることがあるので、そのことのために例外的に証書真否確認の訴えが許されている（134条）。
- 事実の確認の訴えと位置づけられる。
- 確認の対象は、その内容から一定の権利関係の成立・存否が直接証明される文書が作成名義人（作成者と主張されている特定人）の意思に基づいて作成されたか否かである。

# 証書真否確認の訴えの利益

---

- 証書が作成名義人とされている者の意思に基づいて作成されたか否かという事実を確定すれば、原告の法的地位が安定する場合にのみ確認の利益が認められる。
- 借用証書に記載された債務について弁済が主張されているような場合には、証書の真否が確定されても、それだけでは原告の法律的地位の危険・不安が除去されないので、証書真否確認の利益は認められない。

# 給付請求についての正当な利益

---

- 紹介の訴えは、(α) 紹介請求権の存否に関する争いを解決し、(β) 強制執行の基礎となる債務名義を得ることを目的とする。いずれか一方の目的を達成する必要があれば、訴えの利益がある。

## 将来給付の訴え（135条）

---

- 履行すべき状態にまだなっていない給付義務を主張し、予めこれについて給付判決を得ることを目的とする訴え。
- 現在給付の訴えの必要性は、被告が履行期にある義務を履行していないこと自体によって根拠づけられるのに対し、将来給付の訴えについては、そのような根拠付けはできず、予め判決を請求する（判決を得ておく）必要のあることが要件として追加される。

# 将来給付の訴えが許されるための要件

---

- 請求適格のレベル 135条には規定されていないが、訴訟物たる請求権の将来における存在（発生・消滅）について、明確な予測が可能であることが必要である。
- 権利保護の利益のレベル 「あらかじめ請求をなす必要」（事前請求の必要性）のあることが必要である（135条）。債務者がその権利を認め、履行期に履行すると言い、万一履行が遅れても債権者に生ずる損害が重大でない場合には、将来給付の訴えを許す必要性はない。

## 将来給付の訴えの請求適格が肯定される例

---

- 不動産の不法占拠者に対し明渡を求めるとともに、明渡義務の履行完了に至るまでの賃料相当額の損害金の支払いを予め請求すること。
- 債務不履行による遅延損害金の支払請求。

# 将来給付の訴えの請求適格が否定される例

---

- 航空機の夜間離着陸による騒音公害を原因とする将来の損害の賠償請求。（最判昭和56年12月16日）
- 共有者の一人が共有物を他に賃貸して得る収益につきその持分割合を超える部分の不当利得返還を他の共有者が求める場合に、そのうちの事実審の口頭弁論終結時後に係る部分（最判昭和63年3月31日）。

# 形成請求についての正当な利益

---

- 形成の訴えは、それを許す規定がある場合にのみ許され、所定の要件を満たす場合には訴えの利益が原則的に肯定される。
- したがって、形成訴訟にあっては訴えの利益が問題にされることはない

# 形式的形成訴訟

---

- 共有物分割の訴え（民法258条）
- 筆界（境界）確定訴訟（公簿上特定の地番により表示される土地（筆）の境界線の確定を求める訴えであり、所有権の範囲の確認訴訟ではない）
- 父を定める訴え（民法773条。事実の確定を求める確認訴訟ではない）

# 形式的形成訴訟の特色

## 筆界確定訴訟を例にすると

---

1. 実体法上形成要件の規制を欠いている。
  2. 請求棄却判決ができない。どこかに境界線を定めなければならない。
  3. 裁判所は当事者の主張する境界線に必ずしも拘束されない（246条の厳格な適用がない）。
  4. 上訴審において、不利益変更禁止の原則の厳格な適用はない。
- 共有物分割の訴えにも上記の特質のうちの1, 2, 3が当てはまる。